

事業概要及び実績等について

- 消費者行政推進計画を推進するための具体化した事業をとりまとめています。
- 地方消費者行政推進交付金を活用している事業については下線を引いています。
- 実績表にある“実績評価”項目は、担当部局の目標達成度と事業の成果・効果による総合評価となっています。

令和2年度の実績		実績評価
1 商品・サービスの安全性確保 (2)商品に関する各法に基づく立入検査(経済労働局消費者行政センター) ・ ・ ・ ① 消費生活用製品安全法に基づく立入検査等		◎

- 評価ランクは、前年度の実施計画に対する実績の評価を次の5段階による評価ランク表を基に表示しています。

(表記方法)

①、②、③ …は事業担当部局による目標達成度評価と事業評価による総合評価

- 事業担当部局による目標達成評価と事業評価による総合評価の評価方法

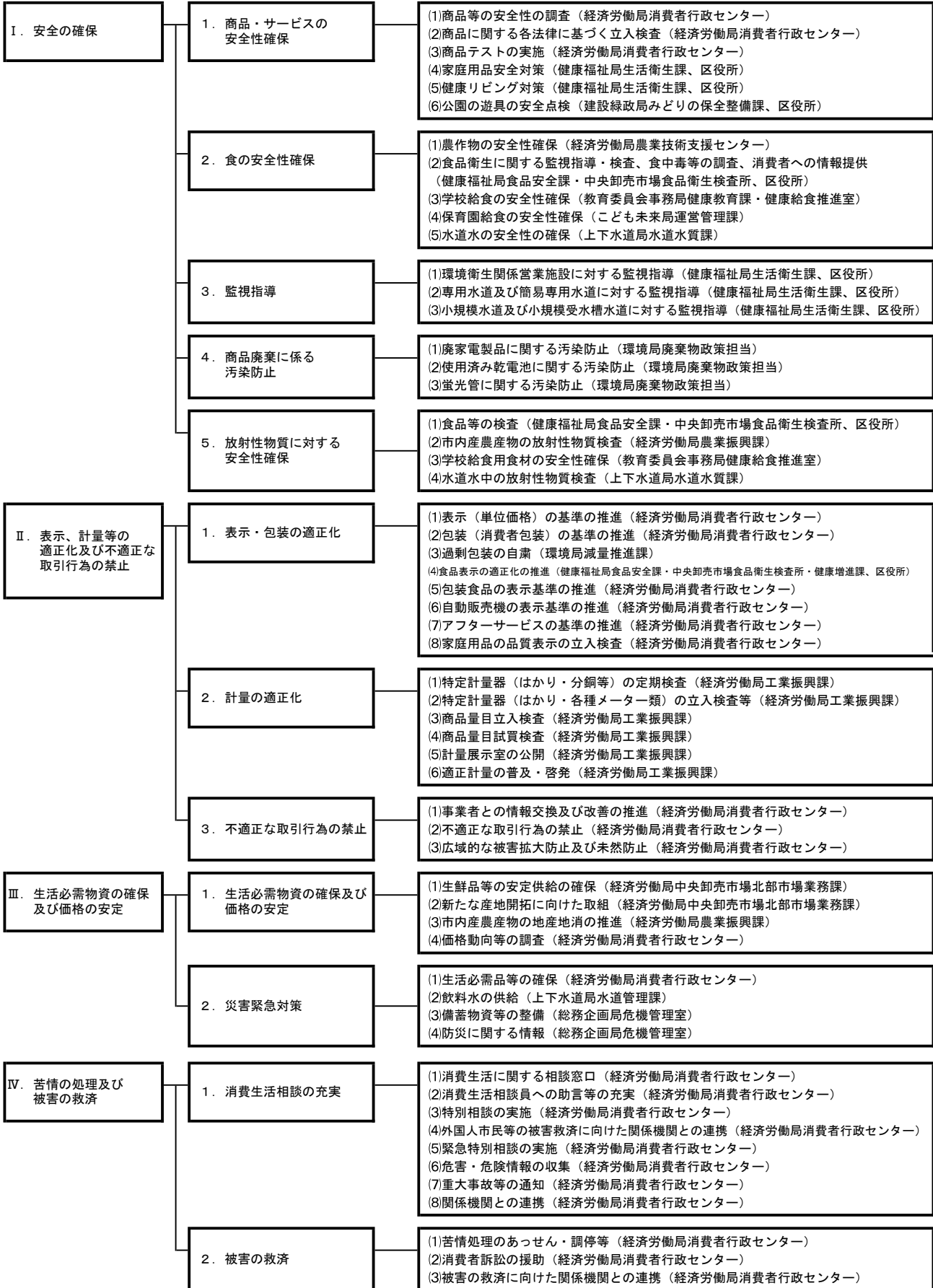
①ランク	目標を大幅に上回った
②ランク	目標を上回った
③ランク (標準)	ほぼ目標どおりであった
④ランク	目標を下回った
⑤ランク	目標を大幅に下回った

消費者行政の施策体系

〔施策の柱〕

〔施策の方向〕

〔具体的施策〕



〔施策の方向〕

〔具体的施策〕

V. 消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の推進
【消費者教育推進計画】

1. 効果的な情報発信の推進

- (1)消費生活に関する情報の提供（経済労働局消費者行政センター）
- (2)消費者行政センターの情報の充実（経済労働局消費者行政センター）
- (3)食の安全に関する情報の提供（経済労働局消費者行政センター）
- (4)食育に関する情報の提供（健康福祉局健康増進課）
- (5)消防に関する情報の提供（消防局予防課・査察課）
- (6)住宅に関する情報の提供（まちづくり局住宅整備推進課）

2. 高齢者等を消費者被害から守るための消費者教育・啓発の推進

- (1)講座の実施による消費者被害防止（経済労働局消費者行政センター）
- (2)啓発冊子による消費者被害防止（経済労働局消費者行政センター）
- (3)ホームページ等による消費者被害防止（経済労働局消費者行政センター）
- (4)街頭啓発による消費者被害の防止（経済労働局消費者行政センター）

3. 様々な場やライフステージに応じた消費者教育・啓発の推進

①学 校

- (1)消費者としての児童生徒の育成（教育委員会事務局総合教育センター）
- (2)教育機関等に対する講座の実施（経済労働局消費者行政センター）
- (3)消費者市民社会に関する学生向け講座の実施（経済労働局消費者行政センター）
- (4)職場体験の実施（経済労働局消費者行政センター）
- (5)イベント等による消費者教育の実施（経済労働局消費者行政センター）
- (6)環境配慮をめざした「エコ・クッキング」講座の実施（環境局減量推進課）
- (7)社会科副読本の作成（環境局減量推進課）
- (8)出前ごみスクール等による環境教育・環境学習の実施（環境局減量推進課）

②地域社会

- (1)地域の団体等に対する講座の実施（経済労働局消費者行政センター）
- (2)消費者支援強調月間の実施（経済労働局消費者行政センター）
- (3)消費者市民社会の実現に向けた普及の取組の実施（経済労働局消費者行政センター）
- (4)「かしこい」消費者の育成に向けた講座の実施（経済労働局消費者行政センター）
- (5)ふれあい出張講座等による環境教育・環境学習の実施（環境局減量推進課）
- (6)ごみ減量、リサイクルへの意識啓発の推進（環境局減量推進課）
- (7)地域社会における地球温暖化対策等啓発の実施（環境局地球環境推進室）
- (8)消費者団体等による教育の実施（経済労働局消費者行政センター）
- (9)地域に向けた火災予防に関する啓発の推進（消防局予防課）
- (10)市場体験による食育の実施（経済労働局中央卸売市場北部市場業務課）
- (11)健康な食のあり方等を学ぶ機会の提供（健康福祉局健康増進課）

③職 域

- (1)労働者等への講座の実施（経済労働局消費者行政センター）
- (2)事業者向けエコドライブ啓発の推進（環境局地域環境共創課）
- (3)事業活動における地球温暖化対策等啓発の実施（環境局地球環境推進室）
- (4)事業系一般廃棄物の減量化等に向けた指導（環境局減量推進課）
- (5)エコショップ制度、リユース・リサイクルショップ制度の拡充（環境局減量推進課）
- (6)食品廃棄物のリデュース・リサイクルの推進（環境局減量推進課）

4. 地域の消費者教育の担い手の育成及び多様な主体間の連携

①担い手の育成

- (1)消費者教育の担い手の育成に向けた講座の実施（経済労働局消費者行政センター）
- (2)消費生活相談員の研修支援（経済労働局消費者行政センター）
- (3)消費生活モニターに対する研修の実施（経済労働局消費者行政センター）
- (4)学校における消費者教育の担い手の育成（教育委員会事務局総合教育センター）
- (5)廃棄物減量指導員制度との連携（環境局減量推進課）
- (6)環境教育の担い手の育成（環境局企画課）
- (7)食に関する地域活動等の担い手の育成（健康福祉局健康増進課）

②多様な主体との連携及び育成

- (1)地域団体等との連携に向けた講座の実施（経済労働局消費者行政センター）
- (2)消費者団体・生活協同組合等の育成及び連携の推進（経済労働局消費者行政センター）
- (3)多様な主体との連携による地球温暖化対策等啓発の実施（環境局地球環境推進室）
- (4)関係団体等とのネットワークの構築（健康福祉局健康増進課）
- (5)資源集団回収に向けた連携の推進（環境局減量推進課）

VI. 消費者支援協定

1. 消費者支援協定の締結

- (1)洗濯用粉石けんの安定供給（経済労働局消費者行政センター）
- (2)家庭用電気製品の修理に関する消費者支援協定（経済労働局消費者行政センター）
- (3)上下水道の水回り工事に関する消費者支援協定（経済労働局消費者行政センター）
- (4)住宅工事の契約における消費者トラブルの防止に関する協定（経済労働局消費者行政センター）
- (5)葬儀における消費者トラブルの防止に関する協定（経済労働局消費者行政センター）

VII. 施策推進のための行政体制の充実

1. 消費者意見の反映

- (1)川崎市消費者行政推進委員会の運営（経済労働局消費者行政センター）
- (2)消費生活モニターの育成（経済労働局消費者行政センター）
- (3)川崎市食の安全確保対策懇談会の運営（経済労働局消費者行政センター）
- (4)市長への申出（経済労働局消費者行政センター）

2. 消費者行政の円滑な推進

- (1)庁内関係局との連携（経済労働局消費者行政センター）
- (2)関係行政機関及び団体との連携強化（経済労働局消費者行政センター）
- (3)権限の委任及び移譲等に対する執行体制の整備（経済労働局消費者行政センター）